

10/25(金)の発表



ウポポイ

NATIONAL INDIGENOUS PEOPLE'S ASSEMBLY

民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 10月25日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道苦情審査委員の活動状況(令和元年度第2四半期)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	北海道苦情審査委員に関する条例第18条に基づき、令和元年7月1日から9月30日までの苦情審査委員の活動状況について報告がありましたので、お知らせします。		
	<p>【概要】</p> <p>1 苦情申立ての状況(3件) 知事部局2件(経済部1件、環境生活部1件) 選挙管理委員会 1件</p> <p>2 苦情申立ての処理状況(5件 ※前期からの継続2件) ・審査を終えた事案 2件 ・審査をすることができない事案 1件 ・審査中の事案 2件 ・制度の対象外となった事案 0件 ・申立ての内容を検討中の事案 0件</p> <p>3 苦情審査結果の内訳(2件) ・申立ての趣旨に沿ったもの 0件 ・申立ての趣旨に一部沿ったもの 0件 ・道の機関の行為に不備のないもの 2件</p>		
参考			

報道(取材) に当たつて のお願い		
他のク・ラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	総合政策部知事室道政相談センター 相談苦情審査グループ 主幹 松村 俊哉 TEL ダイヤルイン 011-204-5523、内線21-702
-------------	---

北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項に基づき、令和元年7月1日から令和元年9月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和元年10月25日

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては3件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対象機関	苦情件数	申立人	
		個人	法人等
知事	2	2	0
	総務部	0	0
	総合政策部	0	0
	環境生活部	1	1
	保健福祉部	0	0
	経済部	1	1
	農政部	0	0
	水産林務部	0	0
	建設部	0	0
	出納局	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
小計	3	3	0
道の機関以外	0	0	0
合計	3	3	0

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものも含む。

表2 申立事項

区分	件数	申立事項
環境生活部	1	アイヌ政策に関する情報提供について
経済部	1	苦情審査結果の再審査申立てについて
選挙管理委員会	1	北海道選挙管理委員会への問合せについて

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区分	件数
審査を終えた事案	2
審査をすることができない事案	1
審査中の事案	2
審査を中止した事案	0
制度の対象外となった事案	0
申立ての内容を検討中の事案	0
合計	5

※今回の処理件数には継続分2件が含まれています。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区分	件数
申立ての趣旨に沿ったもの	0
申立ての趣旨に一部沿ったもの	0
道の機関の行為に不備がないもの	2
合計	2

4 勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはありません。

令和元年度第2・四半期 苦情審査事案の概要

令和元年9月30日現在

区分	申立事項	審査結果等	備考
環境生活部	アイヌ施策に関する情報提供について 申立人が、2019年5月、6月(請願)の2回にわたり、担当部局にアイヌ子弟大学等修学資金の貸付制度の運用状況(予算総額、貸付状況、総数、総額、猶予状況、減免状況、延滞状況、返済状況等)について、資料の情報提供を要望し、6月〇日には電話確認し、さらには公文書開示請求まで行っているにもかかわらず、3ヶ月を経過しても誠実に対応されていないことに関し苦情を申し立てた。また8月に公文書の一部開示決定通知がなされたが、そこには自分が要望した上記請願書に関する処理がなされていないことが判明した。	審査中	
経済部	砂利採取に係る違反行為について 道の許可を得てなされている砂利掘削事業に関して、申立人と事業者間で事前の土地賃貸借の契約に関し折り合わなかったところ、申立人の土地に越境して砂利の掘削や土砂の放置がなされたた。 申立人が胆振総合振興局の担当課に相談したところ、担当者が現地調査をして越境事実を確認したにもかかわらず、道が是正措置等をしなかった。	審査を終えた事案(道の行為に不備はない) 本事案の砂利採取問題は、砂利の採取に伴う災害の防止、河川・国土の保全、採取業の産業保全、経済育成、さらに周辺住民の災害防止、環境保全、生活保全等多方面からの配慮を必要とする。 従い、行政は事業執行にあたり、厳格に法律を守ることを遵守している。また当事者間に争いがあるなら、公正中立な立場が必須である。 今回の事案についても胆振総合振興局は、事情の聴取・確認、現地の確認・調査、法制度・実測図面の調査・確認等を行い、行政の現場担当者としては法律に基づいて、公平にできる限りのことを行っていると認められる。 また、胆振総合振興局と申立との面談記録では、申立人が申立している境界は、法務局備置の図面(土地実測図)記載の境界から、北東に約4メートルずれているとの指摘がある。正式な図面に対して、ずれているとの主張があるのであれば、それを主張する側(申立人)が、それを証明する、新たな実際の測量、およびその測量図面の提出をする必要がでてくる。 行政としては現在存在している公正な資料等(法務局の図面等)及び現地調査、実測による確認がなされ、それに基づく判断がなされているので、道の機関の行為に不備はないと判断される。	前期からの継続分
経済部	苦情審査結果の再審査の申立てについて 苦情審査結果通知書の回答を白紙撤回をし、やり直してほしい。まず、1点目は砂利採取業者にお金を支払わせることだ。2点目は、工事終了した現地を原状回復することを指導してほしい。	審査しない事案(委員の行為) 苦情審査制度は、「北海道苦情審査委員に関する条例」第12条1項7号により、委員の職務及び地位の公正中立性をはかる上での単独制のため二審制は想定されておらず、再度の申立ては審査できないものとされている。前回審査では、審査実施に基づく調査、弁明、聴取によれば、公正な資料及び現地調査の結果が示され、違反行為は認められません。 また、今回指摘の1点目の金銭授受に関する契約当事者間の問題は、道の機関の関与するところではありません。2点目の工事終了後の原状回復の問題も地権者と工事事業者間の問題で、申立人の自己の利害に関わる問題とはいえないもので、同条例第12条1項8号により、やはり審査をすることはできない。	

区分	申立事項	審査結果等	備考
建設部	<p>不動産取引に係る違反行為について</p> <p>申立人は、平成30年5月より、メールや電話によって、1年近くかけた不動産取引に関する違反行為の案件を北海道庁の建設部にうやむやにされており、指示処分以上の処分をしたら道庁のサイトに載せなければならないのに載せていない。</p> <p>担当者とのやり取りでは、必ず処分するとの約束をしていたのに、平成31年2月頃からは、電話をしても取り合ってもらえない。</p> <p>このような対応は公務員の違法な行為になり、監督省庁がしかるべき処分や対応をすることが法治国家における行政の在り方だと思うので、徹底した調査と厳正な処分、報告、告知を求める。</p> <p>なお、国交省に問合せ中との回答は嘘であり、1月に石狩振興局と打ち合わせをしたとあるが、実際には現地にも行っておらず、正確な打ち合わせなどしていなかった。嘘や隠蔽は許されない行為だ。</p>	<p>審査を終えた事案(道の行為に不備はない)</p> <p>申立人が主張している苦情の趣旨のうち、違反行為の案件がうやむやにされているという事実は認められなかつたし、処分内容を公表する必要は無いと思われるので、処分内容を公表しなかつたことにも違法性はない。</p> <p>ただ、申立人の相談ないし申告後、事案について処分が出されるまでの期間は、短縮が可能であったと思われる。この点は、担当部局において、円滑な業務執行についてご検討いただきたい。</p> <p>申立人と処分の内容についての約束をしたといえるような事情は無かったと考えるが、メールの文面からは、申立人に処分内容を約束したとの期待を持たせるような表現がある。メール等で状況を伝える際には、誤解を与えない表現を用いるように注意をしていただきたい。</p> <p>なお、平成31年2月初頃、建設部は、申立人に対して、対応が終了することを伝え、申立人においても、そのことは了知していると思われる。加えて、申立人は、同月には、石狩振興局において、長時間にわたる説明を受けており、申立人が電話をした際に期待する対応がされなかつたとしても、対応に問題があつたとまでいえる事情はなかつたと考える。</p>	前期からの継続分
選挙管理委員会	<p>北海道選挙管理委員会への問合せについて</p> <p>申立人は、北海道選挙管理委員会に、疑問点などを、7月にインターネットメールで問合せをしたが、一切連絡がなく、その後文書で問合せをした。</p> <p>しかし、1か月半が経過し、回答が無い。道民の質問事項に対し、1か月半も無回答ということは、職務怠慢と言わざるを得ず、申立人は、質問事項を無視されていると感じ、非常に不愉快である。また、行政機関として非常に不適切な行為であると考え、改善を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査中 	